

落札者決定基準(総合評価[技術力評価型])

(趣旨)

第1条 この基準は、公益財団法人東京都都市づくり公社（以下、「公社」という。）が発注する建設工事において、安定的な品質確保と技術力のある業者の活用を図るため、入札の際に、工事価格及び施工計画等の技術的能力を総合的に評価して落札者を決定する方式（以下「総合評価方式[技術力評価型]」という。）を試行するに当たり、基本的事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一級技術者 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条第2号イに該当する者をいう。
- (2) 二級技術者 建設業法第27条第1項の規定による技術検定その他の法令に規定する試験で当該試験に合格することによって直ちに同法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許又は免状の交付（以下「免許等」という。）で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であって一級技術者以外の者をいう。
- (3) その他の技術者 建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号ハに該当する者で一級技術者及び二級技術者以外の者をいう。
- (4) CORINS 一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報サービスをいう。
- (5) 自治体の発注工事 公表工事個所と同一市町村内における東京都又は当該市町村発注の工事をいう。ただし、工事の特殊性に鑑み、上記の制限を解除することができる。その場合は、公表時に明示する。
- (6) 工事成績評定通知書の総評定点 公社工事成績評定要綱第12条に基づく、工事成績評定通知書の総評定点及び自治体の発注工事による工事成績評定点をいう。
なお、工事成績評定点をつけていない、工事成績評定点をつけていても当該業者へ通知をしていない、成績不良で不合格となる点数が異なる場合など、公社の工事成績評定点と自治体との差異等については公表時に明示する。
- (7) 基準日 発注予定の公表を開始する日の前日とする。
- (8) CORINSに登録されたデータ 公表申込締切日をもって確認可能な工事データのみ算定する。
- (9) 入札希望参加者 公表工事の入札を希望するものとする。
- (10) 入札参加者 入札に参加したものとする。

(学識経験を有する者の意見の聴取)

第3条 総合評価方式[技術力評価型]において落札者決定基準を定めようとするときは、学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

- 2 学識経験を有する者は2名以上で構成し、東京都の課長級以上の職員とする。
- 3 第1項の規定による意見の聴取において、併せて、落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

(試行対象工事)

第4条 総合評価方式[技術力評価型]の試行対象工事は、原則、土木工事または建築工事のうち、共同企業体への発注工事案件から選定する。

2 具体的な試行対象工事の決定については、工事請負契約事務協議会の議決を得るものとする。

(技術審査委員会)

第5条 総合評価方式[技術力評価型]における技術点の評価に当たって、技術審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置するものとする。

2 審査委員会は、第11条第2項の評価に当たっての審査及び評価を行う。

3 審査委員会は、委員長、及び委員若干名をもって組織し、それぞれ次に掲げる職にあるものをこれにあてる。

委員長 総務部企画経理課長

委員 区画整理部技術課長、下水道部設計課長、工事主管課長、下水道事務所長（ただし、当該部が審査対象案件を有する場合）、事業推進部資産管理担当課長（ただし、当該部が審査対象案件を有する場合）

4 審査委員会は、委員長が招集し、構成員の過半数の出席がなければ委員会を開くことができない。

(工事請負契約事務協議会)

第6条 工事請負契約事務協議会（以下、「協議会」という。）は次の事項を所掌するものとする。

2 第4条第2項について審議

3 総合評価方式[技術力評価型]を行おうとする時は、総合評価指名競争入札によることの適否についての審議

4 総合評価方式[技術力評価型]における試行実施要領(公表)の策定

5 評価値の公表結果等の苦情等の処理についての審議

6 総合評価方式において、技術点の評価については審査委員会に委任

(公表事項)

第7条 総合評価方式[技術力評価型]を試行しようとする場合は、発注予定工事の事前公表において、次に掲げる事項について具体的に明示するものとする。

(1) 総合評価方式[技術力評価型]の対象工事であること

(2) 提出資料の様式、提出方法及び提出期限

(3) 価格点の評価方法

(4) 評価点の評価項目及び評価方法

(5) 総合評価の方法及び落札者の決定方法

(6) 提出資料の提出後においては、原則として提出資料に記載された内容の変更を認めないこと

(7) 提出資料に記載された配置予定技術者は原則として変更できないこと。ただし、前号の規定による資料の提出後から落札者と契約するまで（ヒアリングを実施する場合はヒアリング実施前まで）の間に、配置予定技術者の変更の申し出があった場合で、申し出のあった配置予定技術者の保有する資格・実績点の合計が当初の配置予定技術者の保有する資格・実績点の合計以上である

ことを確認できたときはこの限りではない。

- (8) 公社の工事成績評定点と自治体との差異等の取り扱いに関すること

(評価点の審査)

第8条 評価点の審査に当たっては、公表事項において公社が示した評価方法により評価するものとする。

(入札方式)

第9条 総合評価方式[技術力評価型]の実施は、希望制指名競争入札によるものとする。

- 2 第11条第4項に規定する工事成績評価点算定の基となる工事成績評定通知書の総評定点のうち、最直近のものが60点未満である者は、入札参加を認めないものとする。

(評価の方法)

第10条 総合評価方式[技術力評価型]の評価は、価格点と評価点を合計した評価値による。

- (1) 価格点及び評価点の算定は次のとおりとし、価格点と評価点との比は、1:1とする。

$$\text{価格点} = 70 \times \left\{ \left(\frac{\text{予定価格} - \text{入札価格}}{\text{予定価格} - \text{調査基準価格}} + \frac{\text{調査基準価格}}{\text{入札価格}} \right) \times \frac{1}{2} \right\}$$

$$\text{評価点} = 70 \times \frac{\text{技術点(合計)}}{\text{技術点(満点)}}$$

- (2) 技術点は、「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」から算定するものとし別表1のとおりとする。なお、施工能力点は第7条第7号の規定により、配置予定技術者が変更となった場合についても、入札案件参加希望申込み時に申請した配置予定技術者の点数で評価する。

※価格点及び評価点は、小数点以下第四位を四捨五入し、少数点以下第三位までの値とする。

※入札価格：当該入札参加者の入札価格（入札価格が調査基準価格を下回った場合は調査基準価格）

※技術点：当該入札参加者及び当該入札希望参加者の技術点

(「企業の技術力」の評価方法)

第11条 「企業の技術力」の評価は、以下の項で規定する技術点の合計によるものとする。

- 2 「施工計画評価点」は、次に掲げるとおり算定する。

- (1) 施工計画に係る所見については、当該公表工事の現場状況等を踏まえ、適切かつ確実に施工する能力を有するかを確認するため以下の項目から少なくとも1つ以上を公表時に設定し、入札希望参加者が提案するものを評価する。ただし、施工計画書は原則としてA4版とし2～3頁までとする。
- ① 工程管理に係る技術的所見
 - ② 品質管理に係る技術的所見
 - ③ 安全管理に留意すべき事項
 - ④ 施工上の課題に係る技術的所見
 - ⑤ 施工上配慮すべき事項

落札者決定基準(総合評価[技術力評価型])

- (2) 施工計画評価点は、施工計画書の評価点とヒアリングの評価点の合算とする。
- (3) 施工計画書の評価点は、18 点満点とし、1 点単位で評価する。
- (4) 施工計画書に係る所見について、配置予定技術者に対してヒアリングを実施することができるものとする。

なお、ヒアリングの評価点は、9 点満点とし、1 点単位で評価する。

ヒアリングの実施については公表時に明示するものとする。

3 「企業の実績点」は、次に掲げるとおり算定する。

- (1) 企業の実績点は 3 点満点とし、入札希望参加者が基準日の 5 年 3 か月前の日から起算して 5 年の間に完了した工事のうち、同種工事の実績を複数有する場合に 3 点、1 件の場合に 2 点、それ以外の場合は 0 点とする。
- (2) 前項の同種工事は、CORINS の工事区分で当該発注工事と同一の工種と見なされる工事で、高さ、長さ及び面積等の規模が当該発注工事と同程度以上のものを、公表時に指定する。
- (3) 当該公表工事が共同企業体への発注の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。ただし、単体又は共同企業体の代表者としての実績に限るものとする。
- (4) 企業の実績点は、実績調書に基づき CORINS に登録されている工事のみを対象とする。

4 「工事成績評価点」は、次に掲げるとおり算定する。

- (1) 工事成績評価点は、工事成績評定通知書の総評定点の平均に応じて、別表 2 のとおりとする。
- (2) 工事成績評定通知書の総評定点の平均は、入札希望参加者が基準日の 5 年 3 か月前の日から起算して 5 年の間に完了した工事のうち、直近 2 件を対象とする。2 件に満たない場合は当該工事件数のみを対象とする。工事成績評定通知書の総評定点が 60 点未満のものは、当該総評定点を 0 点として算定する。
- (3) 工事成績評定通知書は、公社の発注工事を対象とする。ただし、該当する工事成績評定通知書を有しない場合は基準日の 2 年 3 か月前の日から起算して 2 年の間に完了した、自治体の発注工事 1 件を対象とすることができる。その場合の優先順位は、第一に市町村発注工事、第二に東京都発注工事の順とする。
- (4) 工事成績評価点算定の対象工事は、公社建設工事等競争入札参加資格の業種区分で当該発注工事と同一の工種とすることを原則とし、当該発注工事と異なる工種を対象とする場合は、公表時に明示する。
- (5) 当該公表工事が共同企業体への発注の場合は、共同企業体としての「工事成績評価点」は、第 1 号から第 4 号に基づき算定される構成員ごとの工事成績評価点すべてについて、構成員ごとの出資割合で加重平均することにより算定するものとする。
- (6) 工事成績評価点は、実績調書に基づき CORINS に登録されている工事のみを対象とする。

5 「優良業者表彰の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。

- (1) 優良業者表彰の実績点は、4 点満点とし、複数有する場合に 4 点、1 件の場合は 2 点、それ以外の場合は 0 点とする。
- (2) 入札希望参加者が基準日の 5 年 3 か月前の日から起算して 5 年の間に完了した工事のうち、優良な成績の工事として公社、公表工事個所と同一市町村及び都等から賞状等の書状を受けた実績を対象とする。対象団体については、公表時に明示する。表彰制度がない自治体においては優良な工事成績評定通知書の総評定点をもって表彰と同等と扱うことができる。その場合は公表時に

明示する。

- (3) 当該公表工事が共同企業体への発注の場合は、構成員各々の実績を対象とする。
- (4) 優良業者表彰の実績点は、実績調書に基づき CORINS に登録されている工事のみを対象とする。

6 「配置予定技術者の資格点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。

- (1) 「配置予定技術者の資格点」は 3 点満点とし、配置予定技術者が、当該発注工事の建設業法上の業種について、一級技術者の場合に 3 点、二級技術者の場合に 2 点、その他の技術者の場合は 1 点とする。

なお、複数の資格を持つ場合には、上位の資格 1 つについてのみ評価する。

- (2) 当該公表工事が共同企業体への発注の場合は、配置予定技術者のうち監理技術者として予定している者が保有する資格を対象とする。
- (3) 配置予定技術者の資格点は、実績調書に基づき CORINS に登録されたデータのみ算定する。

7 「配置予定技術者の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。

- (1) 「配置予定技術者の実績点」は 3 点満点とし、配置予定技術者が、基準日の 5 年 3 か月前の日から起算して 5 年の間に完了した工事のうち、同種工事の監理技術者として係わった場合に 1 件につき 2 点、主任技術者又は現場代理人として係わった場合に 1 件につき 1 点、複数ある場合は加算し、それ以外の場合は 0 点とする。
- (2) 前項の同種工事は、CORINS の工事区分で当該発注工事と同一の工種と見なされる工事で、高さ、長さ及び面積等の規模が当該発注工事と同程度以上のものを、公表時に指定する。
- (3) 当該公表工事が共同企業体への発注の場合は、配置予定技術者のうち監理技術者として予定している者の実績を対象とする。
- (4) 配置予定技術者の実績点は、実績調書に基づき CORINS に登録されている工事のみを対象とする。

8 「配置予定技術者の工事成績実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。

- (1) 配置予定技術者の工事成績実績点は 5 点満点とし、配置予定技術者が基準日の 5 年 3 か月前の日から起算して 5 年の間に完了した工事のうち、監理技術者、主任技術者又は現場代理人として係わった工事の実績について、工事成績評定通知書の総評定点が 75 点以上を有する場合に 5 点、70 点以上 75 点未満の場合に 3 点、それ以外の場合は 0 点とする。
- (2) 工事成績評定通知書は、公社及び自治体の発注工事を対象とする。
- (3) 当該公表工事が共同企業体への発注の場合は、配置予定技術者のうち監理技術者として予定している者の実績を対象とする。
- (4) 配置予定技術者の工事成績実績点は、実績調書に基づき CORINS に登録されている工事のみを対象とする。

(「企業の信頼性・社会性」の評価方法)

第12条 「企業の信頼性・社会性」の評価は、以下の項で規定する評価点の合計によるものとする。

2 「指名停止措置及び文書注意の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。

- (1) 「指名停止措置及び文書注意の実績点」は、入札希望参加者が基準日の 3 年前の日から起算して公表日までの間に公社競争入札参加有資格者指名停止措置要綱に基づき、公社理事長より通知を受けている場合に－2 点とする。ただし、指名停止措置の期間が基準日の 3 年前にかかるもの

落札者決定基準(総合評価[技術力評価型])

にも適用する。また、複数ある場合は、回数倍できるものとし公表時に明示する。

(2) 当該公表工事が共同企業体への発注の場合は、構成員各々の実績を対象とする。

3 「地域における実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。

(1) 「地域における実績点」は2点満点とし、入札希望参加者が基準日の5年3か月前の日から起算して5年の間に完了した工事のうち、公表工事箇所と同一市町村内での公社、都及び当該市町村の発注工事の実績を複数有する場合に2点、1件の場合に1点、それ以外の場合は0点とする。

(2) 当該公表工事が共同企業体への発注の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

(3) 「地域における実績点」は、実績調書に基づき CORINS に登録されている工事のみを対象とする。

4 「地域内における本店又は営業所所在の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。

(1) 地域内における本店又は営業所所在の実績点は3点満点とし、公社に登録している営業所の所在地が、公表工事箇所と同一市町村内に本店を有する場合に3点、支店・営業所に1点、それ以外の場合は0点とする。

(2) 当該公表工事が共同企業体への発注の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

(落札者の決定方法)

第13条 入札価格が、調査基準価格以上で、予定価格以下の範囲内である者のうち、第10条第1項の評価値の最も高い者を落札者とする。

2 前項の評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

3 調査基準価格を下回る者が落札候補者となった場合は、低入札価格調査実施要領に基づき、落札者を決定する。

4 予定価格を上回る入札価格は無効とする。ただし、再入札を妨げるものではない。

(提出された資料の確認)

第14条 提出された資料については、公社で確認し、必要に応じて修正できるものとする。

(資料説明会)

第15条 資料説明会は開催しない。

(予定価格の公表)

第16条 予定価格は原則、事前公表する。ただし、事前公表しない場合は、落札者決定後予定価格を公表する。

(評価値等の公表)

第17条 落札者決定後、入札希望参加業者の価格点及び技術点について公表する。

(虚偽の記載)

第18条 提出された資料に虚偽の記載があることが判明した場合又は記載事項の不履行があった場合には、入札の無効、契約の解除、違約金の徴収又は工事の工事成績評定点の減点をするこ

とがある。

(その他)

第19条 この基準の実施に関し必要な事項は、総務部長が定めるものとする。

付則

この基準は、平成 30 年 5 月 10 日以降に公表する案件から施行する。

この基準は、令和 6 年 12 月 17 日以降に公表する案件から施行する。

落札者決定基準(総合評価[技術力評価型])

[別表 1]

		評 価 点		配 点		備 考	
技 術 点	企業の 技術力	施 工 計 画 評 価 点	施 工 計 画 書	18	18～		
			ヒアリング	(9)	(27)		
		企業の実績点		3	38		
		工事成績評価点		20		公社・自治体発注工事	
		優良業者表彰の実績点		4		公社・自治体発注工事	
		配置予定技術者の資格点		3			
		配置予定技術者の実績点		3			
		配置予定技術者の工事成績実績点		5		公社・自治体発注工事	
	企業の信頼 性・社会性	指名停止措置及び文書注意の実績		-2	5	公社発注工事	
		地域における実績点		2		公社・自治体発注工事	
		本店又は営業所所在の実績点		3			
	合 計					61～ (70)	

[別表 2]

工事成績評定通知書の総評定点の平均	工事成績評価点
0 点以上 30 点未満	0
30 点以上 60 点未満	2
60 点以上 62.5 点未満	4
62.5 点以上 65 点未満	6
65 点以上 67.5 点未満	10
67.5 点以上 70 点未満	14
70 点以上 72.5 点未満	18
72.5 点以上 100 点以下	20

落札者決定基準(総合評価[技術力評価型])

[参考 日程]

	月	火	水	木	金
第1週	公表(JV)			公表	
第2週			申込締切 資料配布		
第3週		指名選定委員会			
第4週					施工計画書提出
第5週			ヒアリング	審査会	
第6週	入札 評価値の公表		入札(JV) 評価値の公表(JV)		

落札者決定基準(総合評価[技術力評価型])

[参考 別表 2 詳細(技術点)]

		評 価 点		配 点		備 考				
						発注者	対象工事	対象業種	添付資料	工事確認
技 術 点	企業の 技術力	施工計画評価点	施工計画書	18	18～					
			ヒアリング	(9)	(27)					
		企業の実績点		3	38		規模等条件付	発注工種	有する場合添付	CORINS
		工事成績評価点		20		公社・自治体		原則発注工種	有する場合添付	CORINS
		優良業者表彰の実績点		4		公社・自治体			有する場合添付	公社契約システム CORINS
		配置予定技術者の資格点		3					有する場合添付	CORINS
		配置予定技術者の実績点		3			規模等条件付	発注工種	有する場合添付	CORINS
		配置予定技術者の工事成績実績点		5		公社・自治体			有する場合添付	CORINS
	企業の信頼 性・社会性	指名停止措置及び文書注意の実績		-2	5	公社			有する場合添付	公社契約システム
		地域における実績点		2		公社・自治体	同一市町村内		有する場合添付	CORINS
		本店又は営業所所在の実績点		3		公社				公社契約システム
		合 計								

価格点と技術点との比は、1 : 1 とする。

$$\text{価格点} = 70 \times \left\{ \left(\frac{\text{予定価格} - \text{入札価格}}{\text{予定価格} - \text{調査基準価格}} + \frac{\text{調査基準価格}}{\text{入札価格}} \right) \times \frac{1}{2} \right\}$$

$$\text{評価点} = 70 \times \frac{\text{技術点(合計)}}{\text{技術点(満点)}}$$

(その他)

※価格点及び評価点は、小数点以下第四位を四捨五入し、少数点以下第三位までの値とする。

※入札価格：当該入札参加者の入札価格 技術点：当該入札参加者及び当該入札希望参加者の技術点